

令和7年第6回 福岡市早良区選挙管理委員会

令和7年3月20日（木） 午後6時～

早良区役所 応接室

議 題

1 議 案

- | | | |
|--------|--|---------|
| 議案第30号 | 在外選挙人名簿に登録する者について | ・・・P. 1 |
| 議案第31号 | 福岡県知事選挙における開票立会人の決定について | ・・・P. 3 |
| 議案第32号 | 福岡県知事選挙における開票立会人の選定について | ・・・P. 5 |
| 議案第33号 | 福岡県知事選挙における投票立会人の変更について専決処分の承認を求めることについて | ・・・P. 6 |

2 そ の 他

- | | |
|-----------------|---------|
| 今後の委員会開催予定について | ・・・P. 7 |
| 期日前の状況について | ・・・P. 7 |
| 当日投票所視察について（再掲） | ・・・P. 7 |

議案第30号

在外選挙人名簿に登録する者について

在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり在外選挙人名簿に登録する。

令和7年3月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- | | | |
|---|-----------|-----------|
| 1 | 登録する者の数 | 1人 |
| 2 | 登録する者の氏名等 | 別紙1のとおり |
| 3 | 登録年月日 | 令和7年3月20日 |

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第30条の6第1項の規定による。

(在外選挙人名簿の登録等)

公職選挙法第30条の6第1項 市町村の選挙管理委員会は、前条第1項の規定による申請をした者が当該市町村における在外選挙人名簿の被登録資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者を在外選挙人名簿に登録しなければならない。

(参考)

(在外選挙人名簿の登録の申請等)

公職選挙法第30条の5第1項 年齢満18年以上の日本国民で、在外選挙人名簿に関する事務についてその者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に住所を有するものは、政令で定めるところにより、文書で、最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会(その者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがない者である場合には、申請の時ににおけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会)に在外選挙人名簿の登録の申請をすることができる。

(一部省略)

(参考)

在外選挙人名簿登録・抹消内訳

(単位:人)

区分	前回 (R7.3.6現在) 登録者数	登録	抹消		小計	現在 (R7.3.20)の 登録者数
		新規申請	死亡等	住民登録		
男	43	1	0	0	1	44
女	71	0	0	0	0	71
計	114	1	0	0	1	115

議案第31号

福岡県知事選挙における開票立会人の決定について

令和7年3月23日執行の福岡県知事選挙につき、早良区開票区において候補者から開票立会人となるべき者として届出のあった次の者を開票立会人に決定する。

令和7年3月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

別紙2のとおり

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第62条第2項及び第4項の規定による

(開票立会人)

公職選挙法第62条 公職の候補者(衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては候補者届出政党(第八十六条第一項又は第八項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。以下同じ。)及び公職の候補者(候補者届出政党の届出に係るものを除く。)、衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿届出政党等)は、当該選挙の開票区ごとに、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、開票立会人となるべき者一人を定め、その選挙の期日前三日までに、市町村の選挙管理委員会に届け出ることができる。ただし、同一人を当該選挙の他の開票区における開票立会人となるべき者及び当該選挙と同じ日に行われるべき他の選挙における開票立会人となるべき者として届け出ることとはできない。

2 前項の規定により届出のあつた者(次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に定めるものの届出に係る者を除く。以下この条において同じ。)が、十人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人とし、十人を超えるときは届出のあつた者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者十人をもつて開票立会人としなければならない。

- 一 公職の候補者(候補者届出政党の届出に係るものを除く。以下この号において同じ。)が死亡したとき、第八十六条第九項若しくは第八十六条の四第九項の規定により公職の候補者の届出が却下されたとき又は第八十六条

第十二項若しくは第八十六条の四第十項の規定により公職の候補者がその候補者たることを辞したとき(第九十一条第二項又は第百三条第四項の規定によりその候補者たることを辞したものとみなされる場合を含む。)

当該公職の候補者

二 候補者届出政党の届出に係る候補者が死亡したとき、第八十六条第九項の規定により候補者届出政党がした候補者の届出が却下されたとき又は同条第十一項の規定により候補者届出政党が候補者の届出を取り下げたとき(第九十一条第一項又は第百三条第四項の規定により公職の候補者の届出が取り下げられたものとみなされる場合を含む。) 当該候補者届出政党

三 衆議院名簿届出政党等につき第八十六条の二第十項の規定による届出があつたとき又は同条第十一項の規定による却下があつたとき 当該衆議院名簿届出政党等

四 参議院名簿届出政党等につき第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第十項の規定による届出があつたとき又は第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第十一項の規定による却下があつたとき 当該参議院名簿届出政党等

3 同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかる者は、一の開票区において、三人以上開票立会人となることができない。

4 第一項の規定により届出のあつた者で同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかるものが三人以上あるときは、第二項の規定にかかわらず、その者の中で市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者二人以外の者は、開票立会人となることができない。

5 第二項又は前項の規定により開票立会人が定まつた後、同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかる開票立会人が三人以上となつたときは、市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者二人以外の者は、その職を失う。

6 第二項、第四項又は前項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、市町村の選挙管理委員会において、予め告示しなければならない。

7 第二項各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に定めるものの届出に係る開票立会人は、その職を失う。

8 都道府県の選挙管理委員会が第十八条第二項の規定により市町村の区域を分けて、又は数市町村の区域の全部若しくは一部を合わせて、開票区を設ける場合において、当該開票区を選挙の期日前二日から選挙の期日の前日までの間に設けたときは市町村の選挙管理委員会において、当該開票区を選挙の期日以後に設けたときは開票管理者において、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者の中から三人以上十人以下の開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち会わせなければならない。ただし、同一の政党その他の政治団体に属する者を三人以上選任することができない。

9 第二項の規定による開票立会人が三人に達しないとき又は開票立会人が選挙の期日の前日までに三人に達しなくなつたときは市町村の選挙管理委員会において、開票立会人が選挙の期日以後に三人に達しなくなつたとき又は開票立会人で参会する者が開票所を開くべき時刻になつても三人に達しないとき若しくはその後三人に達しなくなつたときは開票管理者において、その開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者の中から三人に達するまでの開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち会わせなければならない。ただし、同項の規定による開票立会人を届け出た公職の候補者の属する政党その他の政治団体、同項の規定による開票立会人を届け出た候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等又は市町村の選挙管理委員会若しくは開票管理者の選任した開票立会人の属する政党その他の政治団体と同一の政党その他の政治団体に属する者を当該公職の候補者、候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の届出に係る開票立会人又は市町村の選挙管理委員会若しくは開票管理者の選任に係る開票立会人と通じて三人以上選任することができない。

10 当該選挙の公職の候補者は、開票立会人となることができない。

11 開票立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない。

議案第32号

福岡県知事選挙における開票立会人の決定について

令和7年3月23日執行の福岡県知事選挙につき、早良区開票区において候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が3人に達しないため、次の者を開票立会人に選任する。

令和7年3月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

別紙3のとおり

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第62条第9項の規定による

議案第33号

福岡県知事選挙における投票立会人の変更について

地方自治法施行令第137条第1項の規定により、別紙4のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和7年3月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

(議案の根拠)

- ・地方自治法施行令第137条第2項の規定による。

地方自治法施行令第137条

1 選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、又は地方自治法第189条第2項の規定による除斥のため同条第3項の規定により臨時に補充員を委員に充ててもなお会議を開くことができないときは、委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

2 前項の規定による処分については、委員長は、次の会議においてこれを委員会に報告し、その承認を求めなければならない。

そ の 他

・今後の委員会開催予定について

開催回	会議の別	月 日	開始時刻	場 所
第7回	臨時	3月23日（日）	午前10時	早良区役所 応接室
第8回	定例	4月18日（金）	午前10時	早良区役所 中会議室
第9回	定例	5月20日（火）	午前10時	早良区役所 中会議室
第10回	定例	6月2日（月）	午前10時	早良区役所 中会議室

期日前の状況について

別紙5のとおり

当日投票所視察について（再掲）

別紙6のとおり